

平成31年第2回邑南町議会定例会(第2日目)会議録

1. 招集年月日 平成31年3月4日(平成31年2月20日告示)
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 平成31年3月8日(金) 午前 9時30分
 散会 午前10時11分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副町長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
管財課長	朝田 誠司	定住促進課長	三上 直樹	企画財政課長	柳川 修司
町民課長	種 由美	税務課長	種 文昭	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	川中 栄二	保健課長	口羽 正彦	会計課長	渡邊 庸子
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	洲濱 浩敏	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大賀 定 事務局統括課長補佐 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成31年第2回邑南町議会定例会議事日程(第2号)

平成31年3月8日(金) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第4号 指定管理者の指定について(邑南町青少年旅行村)

議案第5号 指定管理者の指定について(邑南町集団宿泊研修施設)

議案第6号 指定管理者の指定について(邑南町ほたるの館)

議案第7号 指定管理者の指定について(はすみ交流センターほか)

議案第8号 指定管理者の指定について(邑南町観光案内所ほか)

議案第9号 指定管理者の指定について(邑南町農作業準備休憩施設)

議案第10号 指定管理者の指定について(邑南町婦人若者等活動促進施設)

議案第11号 指定管理者の指定について(邑南町猪肉加工場)

議案第12号 邑南町課設置条例の一部改正について

議案第13号 邑南町個人情報保護条例の一部改正について

議案第14号 邑南町職員定数条例の一部改正について

議案第15号 邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第16号 邑南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第17号 邑南町情報通信施設条例の一部改正について

議案第18号 邑南町町営バス条例の一部改正について

議案第19号 邑南町税条例の一部改正について

議案第20号 邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正について

- 議案第 2 1 号 いわみ温泉活用施設条例の一部改正について
- 議案第 2 2 号 邑南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 3 号 邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部改正について
- 議案第 2 4 号 邑南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 2 5 号 邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について
- 議案第 2 6 号 邑南町水道布設工事等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 2 7 号 邑南町立体育館条例の一部改正について
- 議案第 2 8 号 消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 邑南町債権管理条例の制定について
- 議案第 3 0 号 邑南町債権管理条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 邑南町森林環境保全対策基金条例の制定について
- 議案第 3 2 号 邑南町第 2 次総合振興計画の一部変更について
- 議案第 3 3 号 邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議案第 3 4 号 邑南町地域保健福祉計画の一部変更について
- 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度邑南町一般会計補正予算第 1 0 号について
- 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号について
- 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 6 号について
- 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号について
- 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 4 0 号 平成 3 0 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 3 号について

- 議案第41号 平成30年度邑南町水道事業会計補正予算第1号について
- 議案第42号 平成31年度邑南町一般会計予算について
- 議案第43号 平成31年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第44号 平成31年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について
- 議案第45号 平成31年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第46号 平成31年度邑南町下水道事業特別会計予算について
- 議案第47号 平成31年度邑南町電気通信事業特別会計予算について
- 議案第48号 平成31年度邑南町水道事業会計予算について

平成31年第2回 邑南町議会定例会(第2日目)会議録

【平成31年3月8日(金)】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 山中議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 山中議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。11番、辰田議員。12番、亀山議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

(議案の訂正)

- 山中議長(山中康樹) ここでお諮りをいたします。町長から、3月4日に上程されました議案第10号、指定管理者の指定につきまして、議案及び発言の訂正の申し出がありました。町長の発言を許可することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。それでは、町長の発言を許可いたします。

- 石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

- 山中議長(山中康樹) 石橋 町長。

- 石橋町長(石橋良治) ええ、4日に提出しました議案第10号、邑南町婦人若者等活動促進施設の指定管理者の指定につきまして、指定管理者となる団体の名称に一字誤りがありましたので、農村加工はすみを農産加工はすみに議案の文字訂正をしていただくとともに、提案理由の発言におきましても同様な誤りがございますので、口述の訂正をしていただくようお願いをいたします。

- 山中議長(山中康樹) ただいま、説明のありました議案第10号、指定管理者の指定につきまして、議案及び発言の訂正を許可することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議案第10号、指定管理者の指定につきまして、議案及び発言の訂正を許可することに決定をいたしました。正誤表を配布いたしますので、そのままお待ちをください。

(議事中断、事務局が正誤表を配布する。)

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案の質疑

- 山中議長(山中康樹) 日程第2、議案の質疑。これより、議案第4号から議案第48号ま

での質疑を行います。はじめに、議案第4号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第4号の質疑を終わります。続きまして、議案第5号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第5号の質疑を終わります。続きまして、議案第6号に対する質疑に入ります。ここで地方自治法第117条の規定により、石橋議員の退場を求めます。

(石橋議員退場)

- 山中議長(山中康樹) 議案第6号に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第6号の質疑を終わります。ここで、退場されております、石橋議員の入場を求めます。

(石橋議員入場)

- 山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第7号に対する質疑に入ります。ここで地方自治法第117条の規定により、中村議員の退場を求めます。

(中村議員退場)

- 山中議長(山中康樹) 議案第7号に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第7号の質疑を終わります。ここで、退場されております、中村議員の入場を求めます。

(中村議員入場)

- 山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第8号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第8号の質疑を終わります。続きまして、議案第9号に対する質疑に入ります。ここで地方自治法第117条の規定により、三上議員の退場を求めます。

(三上議員退場)

- 山中議長(山中康樹) 議案第9号に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第9号の質疑を終わります。ここで、退場されております、三上議員の入場を求めます。

(三上議員入場)

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第10号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第10号の質疑を終わります。続きまして、議案第11号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第11号の質疑を終わります。続きまして、議案第12号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第12号の質疑を終わります。続きまして、議案第13号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●宮田議員(宮田博) 5番。

●山中議長(山中康樹) 5番、宮田議員。

●宮田議員(宮田博) はい、ええと、あのお、この改正は、いわゆる上位法の基づいての改正だと思いますが。一般的には、あのお、生存ということを入れれば死者に対する文言、あるいは外国人に対する文言も同時に入れるべきではないだろうかという気がしますが、その辺のところは特に問題は無いんでしょうか。

○服部総務課長(服部導士) 番外。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) ええ、この上位法そのものも、少し前に改正されたものでして、うちの方もふまえながら、それに応じてですね改正をしております。ええ、今回の改正の大きな目的は、あのお、実際のこの個人情報を活用する上でですね、あのお、実際、あのお、問題点等がハッキリとしないところがありますので、その内容そのものを明確化していく、これが一つの目標になっておりますのでよろしくお願いします。

●山中議長(山中康樹) ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第13号の質疑を終わります。続きまして、議案第14号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第14号の質疑を終わります。続きまして、議案第15号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第15号の質疑を終わります。続きまして、議案第16号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●亀山議員(亀山和巳) 12番。

●山中議長(山中康樹) 12番、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、このじょう、ええ、改正条例案は、夏の6月と12月の支給されるのを同じにしようということだと思いますが、それで夏いうと6月の支給の金額が今度は増えることになると、町の資金繰りの面で問題があるのではないか。また、これを平準化せにゃあいけんかった理由いうのを、具体的な理由があつたら教えてください。

○服部総務課長(服部導士) 番外。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) まず、この改正の理由ですけれども、あのお、人勧におきましてもこのことが明記を、平準化が明記をされておるという一つの点。それともう一つが事前に島根県の条例の法も平準化で改正をされております。よって、今回改正をさしていただいておりますけれども、もう一つの資金繰りの面ですけれども、ちょうど、あのお、出納整理期間も終了してですね、すべての支払がとりあえず落ち着いた段階でございますので、一応は、支障は無いものというふうに思っております。

●山中議長(山中康樹) ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第16号の質疑を終わります。続きまして、議案第17号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第17号の質疑を終わります。続きまして、議案第18号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第18号の質疑を終わります。続きまして、議案第19号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第19号の質疑を終わります。続きまして、議案第20号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第20号の質疑を終わります。続きまして、議案第21号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第21号の質疑を終わります。続きまして、議案第22号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第22号の質疑を終わります。続きまして、

議案第23号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第23号の質疑を終わります。続きまして、議案第24号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第24号の質疑を終わります。続きまして、議案第25号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第25号の質疑を終わります。続きまして、議案第26号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第26号の質疑を終わります。続きまして、議案第27号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第27号の質疑を終わります。続きまして、議案第28号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第28号の質疑を終わります。続きまして、議案第29号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●宮田議員(宮田博) 5番。

●山中議長(山中康樹) 5番、宮田議員。

●宮田議員(宮田博) はい、ええと、この第5条の最終行に債権の性質上特に必要のな、必要が無いと認められる時はというふうな記述がありますが、この、ここでいう必要が無いと認められるとは、例えばどのようなことを想定しておられるのか。ともう1点は、ええと、第16条の上の行で徴収債権の総額がうんぬんと書いてありますが。この総額には8条の延滞金あるいは遅延損害金、これを含むものなのか、元本だけなのか、その点についてお伺いします。

○朝田管財課長(朝田誠司) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○朝田管財課長(朝田誠司) まず、1点目の第5条、必要が無いというケースでございますけれども、例えばコピー代ですとか、コピー代を請求したとか、そういった本当に一時的な債権、そういったものが想定をされております。そういったものにつきましては、台帳の整備までは必要が無いと。そして次に、16条の総額100万円の、以下の話でございますけれども。これについて、延滞金等が含まれるかということになりますけれども、これは同一の債務者の係る徴収債権の額の総額というふうに規定をしておりますので、債権と

しては含まれるというふうになってございます。以上です。

●**山中議長(山中康樹)** ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第29号の質疑を終わります。続きまして、議案第30号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第30号の質疑を終わります。続きまして、議案第31号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第31号の質疑を終わります。続きまして、議案第32号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第32号の質疑を終わります。続きまして、議案第33号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第33号の質疑を終わります。続きまして、議案第34号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第34号の質疑を終わります。次に、議案第35号から議案第48号までの質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。それでは、議案第35号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第35号の質疑を終わります。続きまして、議案第36号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第36号の質疑を終わります。続きまして、議案第37号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第37号の質疑を終わります。続きまして、議案第38号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第38号の質疑を終わります。続きまして、議案第39号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第39号の質疑を終わります。続きまして、議案第40号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第40号の質疑を終わります。続きまして、議案第41号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第41号の質疑を終わります。続きまして、議案第42号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

●亀山議員(亀山和巳) 12番。

●山中議長(山中康樹) 12番、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、予算書の51ページですが、昨日の予算審査の時にもお伺いしましたが、ええと、ここでもう一度確認したいと思います。それで、この度、一般会計に計上された3億3,377万の事業費については、これは昨日伺いました防災減災債を借り受けるために頭出しで必要なものであるということは理解しました。しかしながら、これが31年度の事業で終わるのか、それともまたこれで足らん場合は32年度でまた事業せにゃあいけんかもしらんいうことで、まだこの事業に対する上限が、は青天井だと理解してよろしいんでしょうか。

○服部総務課長(服部導士) 番外。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) ええ、あのお、予算審査でもお話をしましたように、今現在です、その方式、業者、業者からの提案のあった、あのお、まあ、見積額等を合わせて今検証中のございまして、あのお、まあ、当然行政としてはですね、一番有益なものを選択するのは当たり前の話です、またその有益性の中には当然コスト面も入っております。全てのものを加味しながらですね、どれが一番この町に合った最適なものであるかいうことを判断をしようと思っております。ただこれまで、事前にですねお話を聞いた業者の方々の中の見積額でいうとほぼこの範囲内におるんじゃないかと。言いますのは今回上げておりますのは、3億3,000万、これは昨日も言いましたけれども、ええ、前払金の40パーセント相当額を一応は計上しております。よって、7億数千万が上限としてあるのだらうというふうには思っております、ただその範ちゅうにはおるといふふうには理解をしております。よろしいでしょうか。

●亀山議員(亀山和巳) はい。

●山中議長(山中康樹) 12番。

●亀山議員(亀山和巳) はい、そこで、これまで提案された中では、これが最高のものだろうかというところですが、それで、まだ具体的なことが決まっとらんいうことだ、ずっと

そういうことで伺っておったんですが、昨年末の総務教民常任委員会の資料で、この度プロポーザルの募集をされるにあたっての仕様書というものが資料として付いておりました。その中で私見ましてのに、今ある移動系無線の撤収ということが載ったんじゃないかと思うんですが、それは間違いだったでしょうか。そういう仕様書が出たということは、ある程度の方針が固まってるのかなあ思いましたんで、その仕様書に出されたその方針ですかね、その内容について話せるところがあったら話してみてください。

○服部総務課長(服部導士) 番外。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) ええ、今現在の施設として無線系持っておりますのは、すでに使用止めております移動系無線、これにつきましては、まあ、通常もう子機のものでして、実際に、非常にお金が掛かっていたのが通信施設でございまして、特に操作卓は特に問題はございませんけれども、中継局の方にですね、3点の中継局がございましてけれども、この中継局の同報系の中継局を使ってそこにまた一部機械を据えておりますので、これを撤収する必要がまだあります。また、方式によって同報系、同報系といいますか新しい無線施設についてですね、あのお、中継局要らないよというものがあればですね、当然撤去をお願いする必要がありますので、それも見込んでくださいというふうにはお話しをしておるところです。はい。

●山中議長(山中康樹) ほかに質疑はありませんか。

●大屋議員(大屋光宏) 7番。

●山中議長(山中康樹) 7番、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、矢上高校の教育振興にかかる予算についてお聞きします。ページは56、57ページで、ええと、総務費、総務管理費、企画費です。で、この中に基本的に全て含まれているんだと思います。ええと、産業建設常任委員会の資料の中でもまとめがしてありまして、昨年とほぼ同額の予算、まあ、それ以上の予算が確保してありますってことですけど。現実的には予算の組替え等がありまして、ええと、新たに何かをするというよりは、減っている方が多いのかと思います。あのお、一個ずつ見ますと、007の邑学館運営費は昨年より増えてますが、これは、あのお、ページ、26ページの教育費県補助金ということで、あのお、交流施設を高校の寮として使う場合は県が補助しますってということで、あのお、その補助金が入ってるということで、やることは、変わりはないんですが金額が増えてるんだと思います。これは良いです。で、次に矢上高校教育振興会補助事業については、これは中味が大幅に変わってるんだと思います。ええと、昨年は30万円ほど70周年のための補助がありましたが、それを除いて451万3,000円教育振興に使われてましたが、実質今年392万円に減額になるんだと思います。で、この中味も昨日の質問等でありましたとおりの、ええと、392万円の内の200万はコンソーシアムをつくる、組織をつくるための経費に使うってことだと思えます。そ

うすれば、今まで部活動支援、あのお、陸上部の指導者のお金であるとか通学バス、寄宿舎の支援については、約400万を超える予算でやってたのが192万円でそれを行うんだと思いますが。ここの、その予算は積み上げなので、現実的にその来年度は矢上高校の教育支援として、そのコンソーシアムをつくる意外に何をされるのか教えてください。で、ずっと下の方に行きまして、ええと04、あぁ、016まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費の中の04の矢上高校魅力化事業です。ええと、コーディネーターの予算については委託費に変わるってことですが、県の魅力化事業は、も委託して行うのか、今までどおり行うのかを教えてください。それとめくっていただいて最後ですが、ええと、029の矢上高校通学支援運行事業費です。で、これは昨年より増えていますが中味としては、金城中学校と石見今市間については、これは予算の組替えなんだと思います。で、大和と高海自治会館を結ぶ便についての予算は、今までこれはどこで支出されてた予算なのか。併せて、現実今、大和から、旧、あぁ、旧大和村村ですよね。美郷町から乗られる方っていうのは、現状何人いるのか。もしくは新たな新入生として乗る予定があるのかを教えてください。

○三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 三上定住促進課長。

○三上定住促進課長(三上直樹) 矢上高校教育振興に係る補助金について、3点いただいたというふうに思っております。1点目は矢上高校教育振興会の補助事業費の中で、特定な財源を除く、まぁ、お金で何をするのかというご質問でございます。ええ、特定財源を除くと192万円になるのかなというふうに思いますけれども。あのお、これ起債を除いた場合でございます。あぁ、起債も含めてでございますが。ええ、それにつきましては、あのお、積算上のお話しをさせていただきたいというふうに思います。積算上は、ええと、バス、バス通学される方の負担の軽減策を計上しております。それから、あのお、昨日も申し上げましたけれども県の高校、県立高校の魅力化ビジョンの中でコンソーシアムの形成というのがございまして、コンソーシアム自体を、まぁ、早くつくれば早くつくるほど、そのいわゆる県の補助金はそこに集中されていってというような情報提供もございました。あのお、できれば31年度中にコンソーシアムを形成していきたいというふうに思っております。で、コンソーシアムの役割の一つの中に、まぁ、自主財源の確保というようのもも入っております。で、そういったことを考えますと、やっぱりしっかりした会計システムをつくっていく必要があるというふうにも認識をしております。ええ、それから現在、あのお、事務局に関しましては、ええ、高校と一緒にやっておりますけれども、ええと、役場の方の担当者がそのまま受け手の方の担当もやっていると状況の中で、まぁ、非常に繁雑を極めております。そういったところも支援していく必要があるかというふうに考えております。まぁ、その辺りのことを想定をした予算の積み上げをさせていただいておるところでございます。続きまして、ええと、魅力化の事業でございますけれ

ども、あのぉ、これはあくまでも邑南町が実施する魅力化事業の、に關しまして委託費ということで計上させていただいております。まぁ、先ほども申し上げましたように県は31年度に關して言うと、ええ、従来どおり矢上高校振興会を通じて魅力化事業を実施されるというふうに思っておりますので、委託ということに關しては現時点考えていない、おられないというふうに思います。最後に、あのぉ、金城便でございますけれども、これの予算は、ええと、すいません。便数で言いますと、ええと、福祉号だったかな、高原線のバス運行費の中で同じように、ええ、運行を、経費をみておりました。ええと、ただそれが補助金申請のミスにもつながるということで、無償部分にかん、ええと、無償運送をしている部分に關しては、矢上高校の通学支援便ということでこちらの方にまとめさせていただいたという経緯がございます。ええ、それで利用者ですけれども、年々違うんですけれども、まぁ、非常に今少なくなってきたりまして、1名程度ということで思っております。新年度については、すいません、まだわからないです。すみません。私が承知しておりません。申し訳ありませんでした。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●山中議長(山中康樹) 7番。

●大屋議員(大屋光宏) はい、ええと、まぁ、今説明がありましたとおり、ええと、同じような予算を確保してあるけれど、バスとか他の予算に組み込まれたものを整理をしてところもあって、そういう意味では、あのぉ、金額が増えとるんだと思います。あのぉ、大和便については、実際これが、成果があるかどうかちょっとわからなかったのと、私の矢上高校に關わってますが、実際に來てる、乗る生徒がいるかどうかというのを把握できなかったんで、最低でも1名でもおられればやはり運行はしなきゃいけないのかなと思います。あのぉ、成果が無くておられなければある意味止めても良いのか、布施から走らせても良いのかなあとは思ったんですけど。今後も生徒がいる以上走らせなければいけないというのは理解をしました。で、気になるのは二つほどです。ええと、矢上高校教育振興会の補助金については、あのぉ、積み上げの中で、ええと、コンソーシアムの話とバスの通学負担の話がありました。で、具体的に聞きますと寄宿舎への入寮生への支援はもうしないのか。あのぉ、現実的に、12月に条例改正もしましたが、今28,000円の入寮生の負担ですが、あのぉ、34,000円の条例改正をして、まぁ、町の補助はどういう形になるかわかりませんっていうことだったんですが。実質的には無くなって入寮生の負担は34,000円ってことで理解をしいいかどうか。で、その他に陸上部の指導者の支援であるとか、学力向上のための支援もしてきましたが、まぁ、これも無くなるのかどうか。お願いします。で、あと矢上高校の魅力化事業については、コーディネーターの方が、だけが移籍して、その人件費のみを委託費として払う。で、民間に移籍されたコーディネーターの方がそのまま矢上高校の、あのぉ、教育魅力化事業、県のお金を含めて、県のお金がその民間に移るんじゃないかと、民間の人がその県の補助金を使って今までどおり

やるってことで、あのお、人の立場が、所属が変わるだけの理解でよろしいかどうかお願いいたします。

○三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 三上定住促進課長。

○三上定住促進課長(三上直樹) まず、1点目のいわゆる寮費助成についてのご質問だというふうに思います。あのお、先ほど申し上げましたように積算上は、そこを計上しておりません。ええ、ただその、ええ、矢上高校振興会からこの財源を活用してどのような補助制度を考えていくかという部分については、まだ、あのお、矢上高校教育振興会自体の会議で予算も計上しておりません、あのお、予算審議もしておりませんので、若干考えていかなくはならない部分はあるかというふうに思いますが。想定はしていないということでご理解いただきたいというふうに思います。で、あのお、28,000円が34,000円に増額をされた部分につきまして、邑学館に住まう生徒に対する34,000円というのは確実に指定管理料で、邑学館の指定管理者の中に入って参りますけれども。明溪寮にいる学生さん、こちらの方が数は相当多い訳ですけれどもそちらからの食事代については、22,000円がそのままということで、ええ、矢上高校の、すいません、指定管理者の方に契約される今現在は協議の内容となっております。したがって、ええ、食事に関しましては、現行の22,000円で運用を開始していくのが、まあ、開始せざるを得ないのかなと思っております。ただ、あのお、はじめてこういった指定管理による、管理になって参りますので、あのお、現行と同額で、どこまで食事が提供できるのかというのを見極めながら、ええ、いろいろと経営の合理化もしていただける部分もあろうかというふうに思いますので、経営内容も確認しながら進めて行こうということで明溪寮会計を持っておられます高校とも協議をしておりますので、一旦高校明溪寮会計のなかにストックされるお金というのも、最終的にはいわゆる明溪寮と邑学館を含めた矢上高校の寮の質が向上するように使うということでは確認をしておりますので。その辺りでご理解をいただきたいというふうに思います。もう一つ魅力化のコーディネーターですけれども、ええと、本人に対する賃金とそれから旅費等も含めて委託事業の中に入れておりますが。本人の賃金自体は、ええと、12分の10か月分ということで考えております。で、もう2か月分というのは、邑学館の指定管理であったりという部分の業務も担われるのではないかというふうにも思っておりますので、まあ、その辺りのことも併せて複数業務が出来るようなことということで、今は計上しておるところでございます。ご質問にありました、ええと、人は所属が変わりますけれども我々としては同一業務をさらに発展させていただくようほかの人員を含めて、支援をしていただけるものだというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●山中議長(山中康樹) 7番。

●大屋議員(大屋光宏) はい、ええと、矢上高校の寮に関する予算については、振興会の方

でまだ決まってないですってことだと思うんですが、基本的にはこう町で積み上げられた予算がそのまま振興会の予算になるんだと思います。あのお、今から議論して決まるところはほぼ無いんだと思います。で、寄宿舎のなんか、あのお、実際いくらになるかっていうところで、非常に答弁が誤解を招くっていうか。良いようにとれば、34,000円は徴収するけれど旅費で、あのお、食事を出すのは22,000円の今までと変わらないから、で差額がこう会計に残っていくから、最後それは精算して返してくれるのかなっていう期待を持ってしまう訳ですけど。あのお、もう、ええと、入学試験が終わって3月の終わりには説明会もあるんだと思います。あのお、入寮生に対する説明もあるんだと思いますけど。町も学校も、入寮生に対しては、ええと、寮のお金は34,000円ですってということで説明をするっていうことでよろしいですか。何らかの補助があるとか、最後に精算して返すって意味なのか、その確認だけお願いします。

○三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 三上定住促進課長。

○三上定住促進課長(三上直樹) ええと、すいません。返すという部分に関して、いわゆる保護者さんから寮費を納められたものが返るということに関しては、ええ、私は想定はしておりません。町としては想定をしておりません。で、ええと、邑南町としては、34,000円の寮費ということで、寮費、すいません、邑学館の使用料の徴収ということで説明をして参りたいというふうに思います。

●山中議長(山中康樹) 他にはありませんか。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようでございますので、議案第42号の質疑を終わります。続きまして、議案第43号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第43号の質疑を終わります。続きまして、議案第44号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第44号の質疑を終わります。続きまして、議案第45号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第45号の質疑を終わります。続きまして、議案第46号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第46号の質疑を終わります。続きまして、議案第47号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第47号の質疑を終わります。続きまして、議案第48号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第48号の質疑を終わります。以上で、議案第4号から議案第48号までの質疑は、すべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 散会宣告

●山中議長(山中康樹) 以上で、本日の日程は、すべて議了いたしました。本日は、これにて散会といたします。

—— 午前10時11分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員